

公益財団法人島根県暴力追放県民センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、「公益財団法人島根県暴力追放県民センター」と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を「島根県松江市」に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、

- 県民の総意を結集して、暴力追放活動を強力かつ恒常的に推進し、
- 暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、
- 暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと

等により暴力団を追放し、

もって「安全な暮らしの確保」の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を助けること。
- (3) 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
- (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (5) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。
- (7) 島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の委託を受けて、事業所の責任者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「法」という。）第14条の不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習を実施すること。
- (8) 法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して「見舞金の支給、民事訴訟の支援その

他の救援」を行うこと。

(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する「少年指導委員」に対して少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。

(11) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、「島根県内において行うもの」とする。

第3章 資産及び会計

（財産の種別）

第5条 この法人の財産は、「基本財産」及び「運用財産」の2種とする。

1 「基本財産」は、

この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 「運用財産」は、

基本財産以外の財産

とする。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために「善良な管理者の注意」をもって管理しなければならない、

○ 基本財産の一部を処分しようとするとき

及び

○ 基本財産から除外しようとするとき

は、あらかじめ「理事会の決議」を経て「評議員会の決議」を受けなければならない。

（事業年度）

第6条 この法人の事業年度は、

毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、

毎事業年度開始の日の前日まで

に、理事長が作成し、「理事会の決議」を経たうえ、「臨時評議員会」において決議を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に

当該事業年度が終了するまでの間

備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第8条 この法人の事業報告及び決算については、

毎事業年度終了後3か月以内に、

理事長が次の書類を作成し、「監事の監査」を受けた上で、「理事会の決議」を経て、「定時評議員会」に提出し、

○ 第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、

○ 第3号から第6号までの書類については決議を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に「5年間」備え置き、一般の閲覧に供するとともに、「定款」を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における「公益目的取得財産残額」を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員「5名以上10名以内」を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定

に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなる時に備えて、「補欠」の評議員を選任することができる。
- 4 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあつては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 6 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認めるとき。

(任期)

第12条 評議員の任期は、

選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

とし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、

退任した評議員の任期の満了する時まで

とする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、「任期の満了又は辞任により退任」した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、

その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項の規定に関し必要な事項は、「評議員会の決議」により別に定める規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、その都度評議員が互選する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事に対する費用の支給の基準
- (4) 評議員に対する費用の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 評議員会は、「定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年1回、毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある

場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の開催日の一週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する費用の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。

第6章 役員等

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。ただし、専務理事は、法第32条の3第1項第2号に規定する暴力追放相談委員の資格を有する者とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、次の職務を行う。
- (1) 第4条第6号に規定する事業に限り、代表理事としての職務を執行する。
 - (2) 理事長を補佐し、理事会の決議によってこの法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第22条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権

利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることの出来る評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認めるとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項の規定に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める規程による。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の決議を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第30条 この法人は、役員一般法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会長及び副会長)

第31条 この法人に会長及び副会長若干名を置くことができる。

- 2 会長及び副会長は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 会長及び副会長は、理事長の諮問に応じて理事会において意見を述べるることができる。

(顧問及び参与)

第32条 この法人に顧問20名以内及び参与20名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じて、理事長に意見を述べ又は理事会において意見を述べることができる。
- 4 参与は、理事長の諮問に応じて、理事長に対して意見を述べるることができる。

(会長、副会長及び顧問、参与の報酬等)

第33条 会長、副会長及び顧問、参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、評議員会の決議により別に定める規程による。

第7章 理事会

(設置)

第34条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選任する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選任及び解任

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第25条第1項第3号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的記録により、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長、専務理事、監事及び理事のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第42条 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体を賛助会員とする。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 所要の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第11条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第46条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第3条に規定する目的及び第11条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他の法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は今岡義治とし、最初の業務執行理事は早川忠義とする。

附 則

この定款は、平成26年4月1日から施行する。